明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**二〇）　一

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令（**財務**二八）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**三）　二

○第二十五回特別給付金国庫債券の要項を定める件（**財務**二〇五）　三

○平成二十三年十月一日以後の日を発行日とする第十三回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（**同**二〇六）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係

会社その他
会社決算公告　六

省　令

○法務省令第二十号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十三日

法務大臣　江田　五月

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条から第六条までに」を削る。

第八条中「第二条及び第六条第一項」を「第三条、第七条第一項、第十二条及び前条」に、「第三条から前条（第六条第一項を除く。）まで」を「第四条から第十一条まで（第七条第一項及び第九条を除く。）」に改め、同条を第十四条とする。

第七条中「第三条及び第四条の級地別区分並びに」を「第四条及び第五条の級地別区分及び」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（宿泊場所を供与して行う措置の委託）

第九条　第二条に規定する場合を除き、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対し、宿泊場所を供与して行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条から第十二条までに定めるところによる。　七

（宿泊費）

第十条　宿泊供与に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千五百円とする。　七

（食事給与費）

第十一条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百十三円とする。　七

（巡回生活支援費）

第十二条　宿泊供与を委託した場合において、その宿泊場所を巡回して行う第三条各号に掲げる措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき二千円とする。　七

（職業訓練）

第十三条　法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置のうち、規則第百十七条の規定において準用する規則第五十六条第二項の規定による職業訓練の実施に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき三千六十四円とする。

第六条第一項中「第二条第一号」を「第三条」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項の表中

四二九、七一五円	四一八、八五〇円	四〇七、九八四円	四〇〇、七四〇円	三八六、二五二円
三七五、三八六円	三六四、五二〇円			

を

四二四、四一二円	四一一、六八一円	四〇二、九五〇円	三九五、七九六円	三八一、四八八円
三七〇、七五七円	三六〇、〇二六円			

に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「一万千七百三十円」を「一万千七百四十八円」に改め、同条第五項中「六千八十一円」を「六千九十七円」に、「千百二十四円」を「千百二十六円」に改め、同条を第七条とする。